

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

運営指導基準

— 令和5年1月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生労働省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)
- 「独自報酬基準要綱」＝練馬区指定地域密着型サービスに係る独自報酬基準に関する要綱(平成20年3月31日19練福介第5798号)

	<p>※ 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターまたは事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士（以下「看護師等」という。）との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者および旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができる。（この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用された期間を通算したものであること。）</p> <p>③ サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターを配置しているか。</p> <p>④ オペレーターのうち、1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。</p> <p>⑤ オペレーターは、他の職務との兼務は適切か。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービスもしくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。</p> <p>※ オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たす。</p> <p>⑥ 併設施設の職員でのオペレーター対応は適切か。</p> <p>※ 指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定特定施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健</p>	<p>基準について第3の1の2(1)①ロ</p> <p>条例第8条第3項</p> <p>条例第8条第4項</p> <p>基準について第3の1の2(1)①ハ</p> <p>条例第8条第5項</p> <p>基準について第3の1の2(1)①へ</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	-------------------------------------

	<p>施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院が同一敷地内または道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所のオペレーターの業務に支障がないと認められる範囲内にある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>※ 当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができる。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービスまたは訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には参入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等を、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置をしているか。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、訪問看護サービスおよび同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所ならびに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受ける業務に従事することができる。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されているか。</p> <p>※ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、定期巡回サービスまたは同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えない。</p> <p>また、午後6時から午前8時までの時間帯については、サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライ</p>	<p>条例第8条第1項第2号 基準について第3の1の2(1)②</p> <p>条例第8条第1項第3号 基準について第3の1の2(1)③イ</p>		<p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	--	-------------------

	<p>ト拠点をもつ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たす。</p> <p>(4) 訪問看護サービスを行う看護師等</p> <p>① 保健師、看護師または准看護師（以下「看護職員」という。）は常勤換算方法で2.5以上となっているか。</p> <p>※ サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めること。</p> <p>※ 事業所の看護職員がオペレーターとして従事するときおよび定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのために訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護職員の勤務時間として算入して差し支えない。</p> <p>※ 看護師の資格を有する者を訪問介護員として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されているため、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助および療養上の世話の業務を行うものではないため訪問介護員等として定期巡回サービスおよび随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入することはできない。ただし、当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤として取扱う。</p> <p>※ 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問看護における上記人員基準を満たすときは、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に規定する上記人員基準を満たしているものとみなす。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士を実情に応じて適当数配置（配置しないことも可能）しているか。</p> <p>③ 看護職員のうち、1人以上は常勤の保健師または看護師（以下「常勤看護師等」という。）か。</p>	<p>条例第8条第1項第4号ア</p> <p>基準について第3の1の2(1)④ハ</p> <p>基準について第3の1の2(1)④ニ</p> <p>基準について第3の1の2(1)④ニ</p> <p>基準について第3の1の2(1)④ホ</p> <p>第8条1項第4号イ</p> <p>基準について第3の1の2(1)④チ</p> <p>条例第8条第9項</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
--	--	---	----------------------------	--

第4 設備に関する基準	<p>④ 看護職員のうち、1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制を確保しているか。</p> <p>(5) 計画作成責任者 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士等から1人以上を計画作成責任者として選任しているか。</p> <p>※ オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については、当該資格等を有しない場合、計画作成責任者として認められない。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、管理者と兼務できる。</p>	<p>条例第8条第10項</p> <p>条例第8条第11項 基準について第3の1の2(1)⑤</p>		<p>C</p> <p>C</p>
	<p>2 管理者</p> <p>(1) 専ら職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(2) 他の職務との兼務は適切か。</p> <p>※ 管理者は、オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等または訪問看護サービスを行う看護師である必要はない。</p> <p>※ 管理上支障がない場合は、当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等または、計画作成責任者の職務に従事できる。</p> <p>※ 同一敷地内にあるまたは道路を隔てて隣接する等、管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。(例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)</p>	<p>条例第9条 基準について第3の1の2(2)①②③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務表 ・出勤簿 ・タイムカード ・サービス記録 ・職員名簿 ・雇用契約書 ・資格を確認する書類 	<p>C</p> <p>C</p>
<p>1 設備および備品等</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p>	<p>条例第10条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・設備、備品台帳等 	<p>C</p>	

<p>第5 運営に関する基準</p>	<p>(2) 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、つぎに掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>※ ①に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <p>(3) 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。</p> <p>※ 利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第51条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容</p>	<p>条例第11条 基準について第3の 1の4(2)①、(25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・契約書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--------------------	--	--	---	----------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要 <ul style="list-style-type: none"> 事業の目的および運営の方針 従業者の職種、員数および職務の内容 営業日および営業時間 内容および利用料その他の費用の額 通常の実業の実施地域 緊急時等における対応方法 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項 ・ 従業者の勤務の体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) <p>2 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んでいないか。</p> <p>3 サービス提供困難時の対応 事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の実業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>4 受給資格等の確認 (1) 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。</p>	<p>条例第12条</p> <p>条例第13条</p> <p>条例第14条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用申込受付簿 ・ 当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことが分かる書類等 ・ 利用者に関する記録 (被保険者証の写等) 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	----------------------------

	<p>(2) 前項の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか。</p> <p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>6 心身の状況等の把握</p> <p>事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>条例第15条</p> <p>条例第16条</p> <p>条例第17条</p>	<p>・要介護認定申請書控</p> <p>・サービス担当者会議の記録</p> <p>・サービス担当者会議の記録</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
--	---	---	---	---

	<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。</p> <p>10 居宅サービス計画等の変更の援助 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>11 身分を証する書類の携行 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>12 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日および内容、当該サービスについて法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス</p>	<p>条例第18条</p> <p>条例第19条</p> <p>条例第20条</p> <p>条例第21条</p> <p>条例第22条 基準について第3の1の4(12)</p>	<p>・給付管理票控</p> <p>・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書</p> <p>・利用者に関する記録 (変更があったかの確認)</p> <p>・居宅サービス計画書 ・訪問介護計画書 ・サービス提供票</p> <p>・業務マニュアル ・身分を証明する書類 (身分証、名札等)</p> <p>・サービスの提供の記録 ・業務日誌</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	--

	<p>費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) サービスを提供した際には、具体的なサービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項)を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>13 利用料等の受領</p> <p>(1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の1割(一定以上所得者の場合は2割または3割)の額の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>(3) 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の支払いを受けていないか。</p> <p>※ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等、運営規程に定めたもの。</p> <p>(4) 上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p> <p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められない。</p> <p>(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者へ領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p> <p>※ その他の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分されていることが必要</p>	<p>条例第23条第1項基準について第3の1の4(13)①</p> <p>条例第23条第2項</p> <p>条例第23条第3項基準について第3の1の4(13)③</p> <p>条例第23条第4項基準について第3の1の4(14)④⑤</p> <p>介護保険法第42条の2第9項(準用第41条第8項)</p> <p>介護保険法施行規則第65条の5(準用第65条)</p>	<p>・サービス提供票、別表</p> <p>・領収書控</p> <p>・重要事項説明書</p> <p>・運営規程</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>14 保険給付の請求のための証明書の交付 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービスおよび訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービスおよび随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。 (2) 事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。</p> <p>16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 (1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、第 28 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。 (2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者および定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。 (3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、第 28 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例第24条</p> <p>条例第25条</p> <p>条例第26条第1号</p> <p>条例第26条第2号</p> <p>条例第26条第3号</p>	<p>・サービス提供証明書</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービスの提供の記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	---	--

	<p>18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成</p> <p>(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。</p> <p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しているか。</p> <p>なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) サービスを提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容および利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出しているか。</p> <p>(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ作成しているか。</p> <p>(5) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容等について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況や評価について説明を行っているか。</p> <p>(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>基準について第3の1の4(33)</p> <p>条例第28条第1項 基準について第3の1の4(17)①</p> <p>条例第28条第2項 基準について第3の1の4(17)②</p> <p>条例第28条第2項</p> <p>条例第28条第3項 基準について第3の1の4(17)③</p> <p>条例第28条第6項 基準について第3の1の4(17)⑤</p> <p>条例第28条第7項 基準について第3の1の4(17)⑥</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>・アセスメントシート</p> <p>・モニタリングシート</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	--

	<p>計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。</p> <p>(10) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等の記載に際し、必要な指導および管理を行うとともに、利用者またはその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っているか。</p> <p>(11) 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師は除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。</p> <p>(12) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導および管理を行っているか。</p> <p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止 事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていないか。</p> <p>20 利用者に関する区への通知 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。 ・ 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度</p>	<p>条例第28条第8項</p> <p>条例第28条第4項 基準について第3の1の4(17)④</p> <p>条例第28条第5項 基準について第3の1の4(17)⑤</p> <p>条例第28条第10項</p> <p>条例第28条第11項</p> <p>条例第29条</p> <p>条例第30条</p>	<p>・ 訪問介護計画書</p> <p>・ 区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	--	---	--

	<p>を増進させたと認められるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。 <p>21 緊急時等の対応 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ※ 看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。</p> <p>22 管理者等の責務 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者および業務の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。</p> <p>23 運営規程 つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務内容 (3) 営業日および営業時間（営業日は365日、営業時間は24時間と記載しているか） (4) サービスの内容および利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法</p>	<p>条例第31条 基準について第3の1の4(19)</p> <p>条例第32条</p> <p>条例第33条 基準について第3の1の4(21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録 <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・重要事項説明書 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	--

	<p>務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※ 上記（１）～（３）については令和６年３月３１日までの経過措置期間あり。</p> <p>26 衛生管理等</p> <p>（１）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>（２）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>（３）感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>（４）感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>（５）従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※ 上記（３）～（５）については令和６年３月３１日までの経過措置期間あり。</p> <p>27 掲示</p> <p>事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>28 秘密保持等</p>	<p>条例第35条 基準について第3の 1の4(24)</p> <p>条例第36条</p>	<p>・委員会資料または議事録</p> <p>・感染症予防の指針</p> <p>・感染症予防の研修記録</p> <p>・訓練の実施記録</p> <p>・掲示物等</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>(1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないようにしているか。</p> <p>(2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>29 広告 事業者は、事業所について広告をする場合、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p> <p>30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>31 苦情処理 (1) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>条例第37条 基準について第3の1の4(26)</p> <p>条例第38条</p> <p>条例第39条</p> <p>第40条 基準について第3の1の4(28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業時の取り決め等の記録（秘密保持誓約書） ・就業規則 ・利用者および家族の同意書 ・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告 ・苦情対応マニュアル ・苦情受付簿 ・苦情者への対応記録 ・再発防止策の検討記録 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	--

	<p>(4) 事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(5) 事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</p> <p>(7) 相談窓口の連絡先、苦情処理の体制および手順等を利用申込者等にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。</p> <p>(8) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>32 地域との連携等</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区の職員または地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置の活用可）（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p> <p>(2) 「介護・医療連携推進会議」をテレビ電話装置等の活用して行う場合にあつて、利用者またはその家族が参加する</p>	<p>条例第41条 基準について第3の 1の4(29)</p>	<p>・議事録等の記録</p> <p>・テレビ電話装置等の 活用の同意書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	---

	<p>場合によっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ているか。</p> <p>(3) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(4) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(5) 当該事業者は、当該事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービス提供を行っているか。</p> <p>33 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合、速やかに区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか</p> <p>(3) 事故の状況および事故に際して採った処置について記録し、2年間保存しているか。</p> <p>(4) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>34 虐待の防止</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p>	<p>条例第42条</p> <p>基準について第3の1の4(30)</p> <p>条例第44条第2項第7号</p> <p>基準について第3の1の4(30)</p> <p>条例第3条、第42条の2</p> <p>基準について第3の1の4(31)</p>	<p>・議事録等の記録</p> <p>・利用者一覧</p> <p>・事故対応マニュアル</p> <p>・区、家族、ケアマネへの報告記録</p> <p>・事故に関する記録</p> <p>・事故発生報告書</p> <p>・ヒヤリハットの記録</p> <p>・虐待の防止のための指針</p> <p>・研修計画・実施記録</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	---

	<p>(2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行っているか。</p> <p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※ 上記(1)～(4)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>35 会計の区分</p> <p>事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>36 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>② 条例第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>第43条</p> <p>第44条</p>	<p>・会計書類関係</p> <p>・従業者、設備、備品および会計に関する記録等</p> <p>・サービスに関する書類等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	-------------------------	--	---

	<p>③ 条例第 27 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>④ 条例第 28 条第 11 項に規定する訪問看護報告書</p> <p>⑤ 条例第 30 条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>⑥ 条例第 40 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑦ 条例第 42 条第 2 項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種および員数については、第 8 条第 1 項第 4 号、第 9 項、第 10 項および第 12 項の規定は適用しない。</p> <p>※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第 27 条、第 28 条第 4 項、第 5 項および第 10 項から第 12 項までならびに前条第 2 項第 3 号および第 4 号の規定は適用しない。</p> <p>37 指定訪問看護事業所との連携</p> <p>(1) 訪問看護を利用しようとする利用者が、当該指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを選択しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所との連携を行っているか。</p> <p>(2) 契約に基づき、連携する指定訪問看護事業者から、つぎの事項について必要な協力を得ているか。</p> <p>① 条例第 28 条第 3 項に規定するアセスメント ※</p> <p>② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保</p> <p>③ 条例第 41 条第 1 項に規定する介護・医療連携推進会議への参加</p> <p>④ その他連携指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導および助言</p> <p>※ 連携指定訪問看護事業所の利用者に関しては、指定訪問看護の提供時に把握した利用者の心身の状況について情報共有を図ることで足りる。</p> <p>また、連携指定訪問看護事業所の利用者以外に関しても、</p>	<p>条例第46条 基準について第3の 1の5(2)</p>	<p>・連携訪問看護事業所との契約書</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	------------------------	-------------------

	<p>連携指定訪問看護事業所の職員が必ず行わなければならないものではなく、連携指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターとして従事する保健師、看護師または准看護師や、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する保健師、看護師または准看護師により実施することも差し支えない。（当該アセスメントおよびモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされない。）</p> <p>この場合、当該アセスメントおよびモニタリングの結果については連携指定訪問看護事業所に情報提供を行うこと。</p>			
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>第7 介護給付費の算定および取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	<p>告示1</p> <p>告示2</p> <p>告示3</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・サービス提供票・別票</p> <p>・サービスの提供の記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

	<p>2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。)に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>※ 准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。</p> <p>(3) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>3 通所サービス利用時の調整(減算)</p> <p>通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護または認知症対応型通所介護(以下「通所介護等」という。)を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たりつぎに掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(1) 告示別表1イ(1)またはロの所定単位数を算定する場合</p> <p>① 要介護1 62単位</p> <p>② 要介護2 111単位</p> <p>③ 要介護3 184単位</p> <p>④ 要介護4 233単位</p> <p>⑤ 要介護5 281単位</p> <p>(2) 告示別表1イ(2)の所定単位数を算定する場合</p> <p>① 要介護1 91単位</p> <p>② 要介護2 141単位</p>	<p>告示別表1注1 留意事項第2の2 (1)</p> <p>告示別表1注2 留意事項第2の2 (3)</p> <p>利用者等告示32</p> <p>告示別表1注3</p> <p>告示別表1注4 留意事項第2の2 (2)</p>	<p>・同上</p> <p>・同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	-----------------------	-------------------------------------

	<p>③ 要介護3 216 単位 ④ 要介護4 266 単位 ⑤ 要介護5 322 単位</p> <p>4 事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供 事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1 月につき 600 単位を所定単位数から減算し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1 月につき 900 単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>5 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所またはその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、1 月につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>6 中山間地域等における小規模事業所加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所またはその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・</p>	<p>告示別表 1 注 5 留意事項第 2 の 2 (4)</p> <p>告示別表 1 注 6 留意事項第 2 の 2 (5) 厚生労働大臣が定める地域告示</p> <p>告示別表 1 注 7 留意事項第 2 の 2 (6) 施設基準告示 26 厚生労働大臣が定める中山間地域告示 1</p> <p>告示別表 1 注 8</p>	<p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	---	-------------------------------------

	<p>随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 緊急時訪問看護加算 告示別表イ(2)について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、緊急時訪問看護加算として、1月につき315単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>9 特別管理加算 告示別表イ(2)について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 特別管理加算(Ⅰ) 500単位 (2) 特別管理加算(Ⅱ) 250単位</p> <p>10 ターミナルケア加算 告示別表イ(2)について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日および死亡日前14日以内に2日(死亡日および</p>	<p>留意事項第2の2(7) 厚生労働大臣が定める中山間地域告示2</p> <p>告示別表1注9 留意事項第2の2(8)</p> <p>告示別表1注10 留意事項第2の2(9) 利用者等告示33、34</p> <p>告示別表1注11 大臣基準告示45(準用第8号) 利用者等告示35(準用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録 ・加算の同意に係る文書 ・対応マニュアル等 <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録 ・主治医の指示書等 <ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	----------------------------

	<p>び死亡日前 14 日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあつては、1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき 2,000 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>11 主治医の特別指示 告示別表イ(2)について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から 14 日間に限って、告示別表イ(1)に掲げる所定単位数を算定しているか。</p> <p>12 他サービスを利用する場合 (1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定していないか。 (2) 利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定していないか。</p> <p>13 初期加算 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日</p>	<p>第 8 号) 留意事項第 2 の 2 (10)</p> <p>告示別表 1 注 12 留意事項第 2 の 2 (11)</p> <p>告示別表 1 注 13 留意事項第 2 の 2 (1) (2)</p> <p>告示別表 1 注 14 留意事項第 2 の 2 (1) (2)</p> <p>告示別表 1 ハ注</p>	<p>・ サービス提供票・別</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--------------------	-------------------------------------

	<p>から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算しているか。30 日を超える病院または診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。</p> <p>14 退院時共同指導加算 病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院中または入所中の者が退院または退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者またはその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院または退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院または退所につき 1 回（特別な管理を必要とする利用者については 2 回）に限り、所定単位数を加算しているか。</p> <p>15 総合マネジメント体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質を継続的に管理した場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>16 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位</p> <p>(1) について、計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活</p>	<p>告示別表 1 ニ注 留意事項第 2 の 2 (12)</p> <p>告示別表 1 ホ注 大臣基準告示 46 留意事項 第 2 の 2 (13)</p> <p>告示別表 1 ヘ注 留意事項 第 2 の 2 (14)</p>	<p>票 ・サービスの提供の記録</p> <p>・退院時共同指導の記録 ・訪問看護サービス記録書</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供票・別票 ・情報提供に係る文書</p> <p>・アセスメントシート ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	---	---	--	----------------------------

	<p>機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ (1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>17 認知症専門ケア加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算 (I) 90 単位 (2) 認知症専門ケア加算 (II) 120 単位</p>	<p>告示別表1ト注 大臣基準告示3の2 留意事項第2の2 (15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の割合に係る記録 ・資格証 ・会議議事録等 	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	---	-------------------

	<p>18 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきつぎに掲げる所定単位数を加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算 (I) 750 単位 (2) サービス提供体制強化加算 (II) 640 単位 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 350 単位</p> <p>19 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算 (I) 算定した単位数の1000分の137に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算 (II) 算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算 (III) 算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>20 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に</p>	<p>告示別表1チ注 大臣基準告示47 留意事項第2の2 (16)</p> <p>告示別表1リ注 大臣基準告示48 留意事項第2の2 (17)</p> <p>告示別表1ヌ注 大臣基準告示48の2 留意事項第2の2 (18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画 ・研修記録 ・会議議事録 ・健康診断に係る記録 ・資格証 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 ・給与明細等 <ul style="list-style-type: none"> ・同上 	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	----------------------------------

	<p>加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) 算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) 算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数</p> <p>21 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、イからチまでにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>22 独自報酬（独居高齢者への支援） 独居の利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ※ 当該加算は、アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に、算定できるものとする。 なお、アセスメントの結果については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に記載すること。 また、少なくとも月に 1 回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。</p> <p>23 独自報酬（介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組） つぎのいずれにも該当しているか。 (1) 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月練馬区条例第 58 号）（以下「運営等の基準」という。）における介護・医療連携推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の居宅介護支援事業者等の参加を積極的に</p>	<p>告示別表 1 ル注 大臣基準告示 48 の 3 留意事項第 2 の 2 (19)</p> <p>独自報酬基準要綱別表 1</p> <p>独自報酬基準要綱別表 1</p>	<p>・同上</p> <p>・アセスメントシート ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等 ・経過記録等</p> <p>・介護・医療連携推進会議議事録 ・地域ケア会議等議事録等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	--	----------------------------

	<p>促し、意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。</p> <p>また、その議事録を区へ提出しているか。</p> <p>(2) 運営状況、活動内容および介護・医療連携推進会議にて話し合った内容等をまとめ、おおむね6月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール（ホームページや事業所が発行している刊行物等）によって、周知を図ること。</p> <p>また、その実施状況を区へ報告しているか。</p> <p>(3) 地域ケア会議や区が行う集団指導等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録しているか。</p>			<p>C</p> <p>C</p>
--	--	--	--	----------------------